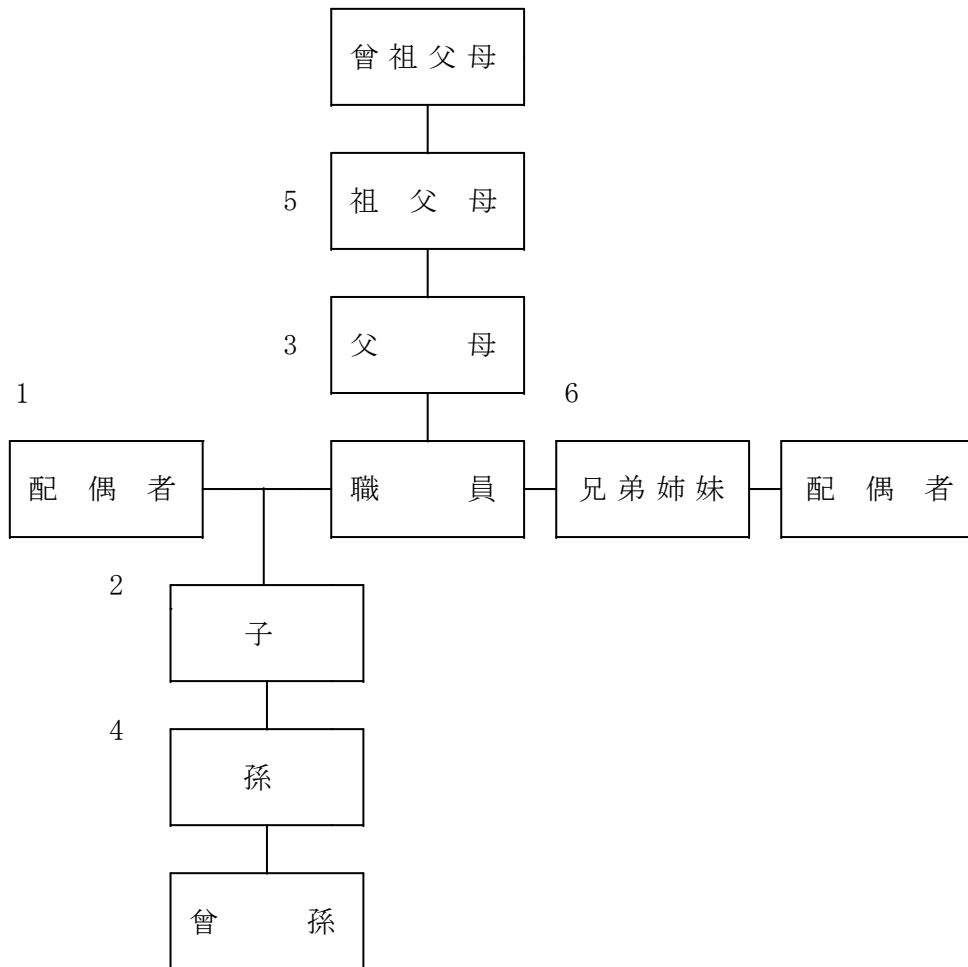


(13) 遺族の範囲及び順位 (条例第2条の2)

○ 第1項



○ 第2項

父母の場合 ①養父母 ②実父母

祖父母の場合 ①養父母の父母 ②実父母の父母 ③父母の養父母
④父母の実父母

○ 第3項

同順位者が二人以上の場合には、その人数によって等分支給する。

○ 第4項

遺族から排除される者

① 職員を故意に死亡させた者

② 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(14) 退職手当の支給制限・返納等

① 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる場合（条例第12条及び第14条）全部を支給しないのが原則（運用方針）

（イ）懲戒免職等処分を受けて退職をした場合

（ロ）地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした場合

（ハ）刑事事件（退職後の起訴の場合は、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合

（ニ）退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為で再任用職員に対する免職処分の場合

（ホ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（再任用職員を除く。）

◎ 提出書類（通常退職手当の請求書の外に）

- ・ 退職手当支給制限等に関する報告書（別記様式第1号）
- ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）

② 一般の退職手当の差止め処分を行うものとする場合（条例第13条第1項）

（イ）起訴後、刑確定前退職の場合（基礎在職期間中の行為に限定していない。）

（ロ）退職後基礎在職期間中の行為で起訴された場合

③ 差止め処分を行うことができる場合（条例第13条第2項）

（イ）基礎在職期間中の行為で逮捕された場合

（ロ）懲戒免職等処分機関が、犯罪があると思料し、組合長が差止め処分を必要と認めた場合

（ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があると思料した場合

◎ 提出書類（通常退職手当の請求書の外に）

- ・ 退職手当支払差止めに関する状況報告書（別記様式第2号）
- ・ その他参考になる資料

④ 一般の退職手当等の全部又は一部の返納（納付）を命ずる処分を行うことができる場合

・ 対退職者（条例第15条）

（イ）基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合

（ロ）退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での再任用職員に対する免職処分の場合

（ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（再任用職員を除く。退職の日から5年以内に限る。）

・ 対退職者の遺族（条例第16条）

懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（退職の日から1年以内に限る。）

・ 対退職手当受給者の相続人（退職の日から6月以内に通知を行った場合等で受給者の死亡の日から6月以内に限る。）（条例第17条）

（イ）退職後基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後死亡した場合

（ロ）退職後退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での再任用職員の免職処分を受けた後死亡した場合

（ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に死亡した受給者を退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合

◎ 提出書類

- ・ 退職手当の返納処分等に関する報告書（別記様式第3号）
- ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）